

利用者負担額(保育料)の算定に係る寡婦(夫)控除のみなし適用申請書

令和 年 月 日

南国市長 宛

(申請者) 住 所 南国市

氏 名 ㊟

連絡先
(電話番号)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(保育料)の算定に際し、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、次のとおり申請します。

児童氏名	生年月日	入所(予定)施設
	平成・令和 年 月 日	
	平成・令和 年 月 日	
	平成・令和 年 月 日	

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び本申請時点で、次の1～3のいずれかに当てはまることを申立てます。

(該当する番号に○を付けてください。)

1	婚姻によらずに母となっており、婚姻歴がなく、生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む)をしていない者。
2	1であり、かつ、20歳未満の子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が、500万円以下である。 【寡婦(特定)控除の対象】
3	婚姻によらずに父となっており、婚姻歴がなく、生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む)をしていない者。また、父の合計所得金額が、500万円以下である。

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用にあたり、南国市が要件確認に必要な範囲で、私の世帯の状況を確認するため世帯員全員の住民登録状況、生計を一にする子の所得、市町村民税の課税状況を確認することについて同意します。

万が一申請に虚偽があれば、寡婦(夫)控除のみなし適用によって行った決定の取り消しに伴う、利用者負担額(保育料)の差額分を支払います。

令和 年 月 日 氏 名 ㊟

※寡婦(夫)控除のみなし適用により利用者負担額(保育料)に変更が生じた方については、利用者負担額決定通知書又は利用者負担額変更通知書にてお知らせいたします。

【添付書類】

- 申請者の戸籍全部事項証明書(発行から3カ月以内のもの)
- 上記のほか、必要に応じて住民票、所得課税証明書など、寡婦(夫)控除のみなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

市記載欄	該当結果	利用者負担額(変更 年 月分～)		支払方法		入力	調定			
		市	階層 →	階層	口座振替			納付書通知書発行		
		国	階層 →	階層						
円 →		円	年 月分～ 年 月分							